# 中国向け輸出活水産物の輸出証明書発行フロー図

**生産漁協**

ホタテ貝搬送票の発行

産地証明書（取扱様式１）の発行

**仲買人**

ホタテ貝搬送票

**輸出者**

ホタテ貝搬送票の写し

**品質確認者**

輸出の都度

目視検査実施

検査依頼　試験成績書発行

**申請書類**

①輸出証明書発行申請書（要領別紙様式3、5）
②インボイス・PL等の写し
③ホタテ貝搬送票の写し（※）
④産地証明書（取扱様式１）
⑤目視検査実施報告書（要領別紙様式7）
⑥認定検査機関の試験成績書（発行日から１年以内）

申請

輸出証明書発行

**輸出証明書発行機関**

①水産庁加工流通課
又は
②北海道水産林務部水産経営課

※水産庁加工流通課へ申請する場合、ホタテ貝搬送票の写しの提出は不要です。

認定申請

検査機関の認定

**認定検査機関**

①目視検査
②カドミウム・無機ヒ素
③貝毒（二枚貝に限る）
※初回輸出時及びその後年１回以上、認定検査機関での検査が必要

※申請時に③のホタテ貝搬送票の写しを添付できない場合、生産漁協が発行する産地証明書を添付し、原則、輸出証明書発行日までに取扱様式2とホタテ貝搬送票の写しを提出願います。

※中国へ活水産物を輸出する場合は、本手続きによる輸出証明書のほかに、別途、原産地証明書及び放射性物質検査合格証明書が必要です。

これらの証明書の発行申請先は、水産庁加工流通課又は北海道水産林務部水産経営課です。